

令和5年度第5回仙台市自殺対策連絡協議会 議事録

1. 開催日時：令和6年3月6日（水）19:00～20:30
2. 開催場所：仙台市役所二日町第五仮庁舎(オンワード樫山ビル)10階

3. 出席者

[出席委員（五十音順・敬称略）]

- 井口 直子 （仙台弁護士会）
- 小野 彩香 （特定非営利活動法人 Switch）
- 鹿野 英生 （仙台市医師会）
- 小関 美江 （仙台市産業振興事業団）
- 小林 幹子 （仙台市立原町小学校）
- 下野 精太 （いのち支える自殺対策推進センター）
- 鈴木 琴似 （みやぎの萩ネットワーク）
- 高橋 喜治 （宮城労働局）
- 田中 幸子 （藍の会、全国自死遺族連絡会）
- 永井 恵 （仙台いのちの電話）
- 野口 和人 （東北大学大学院教育学研究科）
- 原 敬造 （宮城県精神神経科診療所協会）
- 藤岡 奈美子 （日本産業カウンセラー協会東北支部）
- 森田 みさ （宮城県司法書士会）
- 山崎 洋史 （仙台白百合女子大学）

(欠席委員＝今井 誠二（尚絅学院大学）、佐藤 博俊（仙台市立病院）、菅原 由美（東北大学大学院医学系研究科）、藤澤 能子（宮城県行政書士会）、渡部 裕一（宮城県精神保健福祉士協会）)

[事務局]

仙台市健康福祉局 障害者支援課長 宍戸
障害者支援課精神保健福祉担当課長 佐藤
精神保健福祉総合センター所長 林
健康政策課主幹 飯間

4. 次第

- (1) 開会
- (2) 議事
第2期仙台市自殺対策計画最終案について
- (3) 報告
第2期仙台市自殺対策計画の評価・検証について
- (4) その他
- (5) 閉会

5. 会議内容

(1) 開会	
(2) 議事	
第2期仙台市自殺対策計画最終案について	
原会長	<p><議事録署名人の選出></p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事録署名人として、永井恵委員を指名。 <p><議事 第2期自殺対策計画最終案について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より説明をお願いする。
精神保健福祉 担当課長	<p><資料1、資料2の説明></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期自殺対策計画最終案について説明。
原会長	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局からの説明を踏まえて、全体的なところで、質問があれば伺いたい。
田中委員	<ul style="list-style-type: none"> ・1つめとして、第1期と第2期の対策の違い、特に、第1期で自殺者が減少しなかったことを踏まえて追加した事業があるかどうかを教えてほしい。 ・2つめとして、資料2の14頁にある基本認識において、自死の要因として、自死遺族という文言が入っていることは、遺族として非常に遺憾である。自死遺族であることが自死の要因の一つと考えるのだとすると、かえって偏見・差別が生じる。国の大綱などには、自死の要因の一つとして自死遺族という文言は入っていない。
精神保健福祉 担当課長	<ul style="list-style-type: none"> ・1つめについて、第2期計画では自死に関連する様々な要因に対応するため、より幅広い取組みを掲載しており、取組み数は282となっている。これは、第1期計画より約30%増加している。また、第3章の基本方針にあるように、自死抑制のために目指すべき社会の環境について、合計10個に整理した。庁内関係各課の取組みがどの社会環境を目指すのかを基準に分類しており、この点が第1期計画との違いである。 ・2つめについて、自死遺族であることが自死の要因という意図ではない。「自死遺族や障害者、ギャンブル等への依存症に対する偏見・差別や無理解」が1つのフレーズになっており、様々な立場や状況にある方への偏見や差別、無理解が自死の要因になり得るという意図である。こうした要因になりうる事柄を是正していかなければならないという意味合いである。
田中委員	<ul style="list-style-type: none"> ・3月27日に、厚生労働省の有識者会議があるので、もし自殺対策大綱に記載があるようであれば、意見を申し述べたいと思う。以前、事務局内で、自死遺族がハイリスク者であると断言していたことがあったと記憶している。時代の流れに逆行していると感じる。修正について、前向きに検討していただきたい。
精神保健福祉 担当課長	<ul style="list-style-type: none"> ・自死遺族であることが自死の要因であるという考えではないので、そのことはご理解いただきたい。自死遺族の立場である田中委員からのご意見ということは、重く受け止め、表現について検討していきたい。

原会長	<ul style="list-style-type: none"> ・それでは、委員1人ずつご意見を伺う。井口委員からお願いしたい。
井口委員	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 第2章の属性ごとの状況において、若年層や勤労者の原因動機の特徴が記載されている。資料2でも同様に、勤務問題の具体例として「仕事の失敗」があげられているが、自死は個人の要因ではなく、社会全体の問題と捉えるという本計画の趣旨から考えれば、具体例としては、過重労働やハラスメント等の社会や環境側の要因を記載した方が、より趣旨がはっきりすると考えられるので、修正を検討していただきたい。
精神保健福祉 担当課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の内容を踏まえ、修正を行いたい。
小野委員	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 第3章の基本認識④「自殺対策の中心は「生きることの包括的な支援」である」がまさに自殺対策にとって重要だと感じた。追い込まれてしまうような出来事はそれぞれにあるが、色々なサポートに繋がることにより、自分自身に主導権を取り戻して問題解決に当たったり、向き合っていけるような街になっていけるとよい。
鹿野委員	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の協議会で意見を述べた自殺未遂者等ハイリスクに対して、強くアプローチすることを最終案に反映いただき、感謝する。 ・パブリックコメントでは、アディクションに関連する内容があった。「アルコール・薬物問題、ギャンブル、ゲーム、インターネット等の依存に関する普及啓発活動の実施」(資料2 57頁の取組みNo.7)は、重点対象のうち、若年者の分類となっているが、若年者のみを対象にしたものではないのであれば、もう少し幅広い対象に記載してもよいのではないかと考える。
小関委員	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2 18頁の重点対象2 勤労者にある、「勤務先と相談支援機関との連携を強化する」が重要と考える。相談を受ける中で、勤務先や上司には相談しづらい、との相談が多い。勤務先と支援機関の連携に加えて、外部の相談支援機関を充実させ、かつ、紹介できる体制を作ることが大切である。 ・前々回から同様の意見だが、相談窓口が市民に届くように、ホームページ等の案内を充実できると良いと考える。
小林委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージや居場所が変わると、支援者の顔ぶれも変わるのは当然のことだが、その中でも、切れ目のない支援を心がけていきたい。 ・例えば、被災者について、大きな被害を受けていなくても、当時を振り返ると涙が出るような方がまだいらっしゃる。そのような方は、相談できる場があるとわかるだけでも心強いと思うので、相談窓口の広報をお願いしたい。
下野委員	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 第5章対策を推進する体制を見ると、各担当部署における、○、△、×といった形での定性的自己評価に加えて、本自殺対策連絡協議会でも進捗状況を共有する形となっている。特に、4つの重点対象に記載されている取り組み例については、着実にPDCAを回していくために、自殺対策連絡協議会の中でも課題や進捗状況等を共有しながら、我々からも意見や助言等をさせていただき、一緒に振り返って進めていける方法がとれるよう、お願いしたい。

	<ul style="list-style-type: none"> 資料3 ベースライン調査について、市民にはそもそもの自殺対策自体を知ってもらうことが重要なので、意義がある調査と感じる。調査結果は、公表する予定はあるのか。
精神保健福祉 担当課長	<ul style="list-style-type: none"> ベースライン調査と、計画4年目に行う予定の市民意識調査について、項目としては同じ質問項目とし、差分を測定するイメージでいる。内容については、公開の会議体である本協議会においても報告する。詳細は、報告事項として後ほど説明をしたい。
鈴木委員	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の自死の背景には、いじめや不適切な指導が関連している場合もある。こうしたことが是正されておらず遺族も納得していない現状がある。また、勤労者の自死の背景の1つにパワハラもあり、こうしたことを踏まえた対応が必要という書き方にしたいと思う。
精神保健福祉 担当課長	<ul style="list-style-type: none"> 若年者の自死要因の中には、いじめや不適切な指導もあると思うが、資料に示しているのは、国が示している自殺統計原票に記載されているものに準拠したものである。個別具体的な事案に対しては、教育局等の関係部署が責任をもって対応していくことになる。 来年度の新事業として、企業向けゲートキーパー養成事業を実施する。その中で、企業や職域の状況や特徴に応じ、ハラスメント対策の観点も含めて研修を行うことを検討していく。
鈴木委員	<ul style="list-style-type: none"> 資料1の概要版の若年者に対する取組みの視点の中に、いじめや不適切な指導等に関連する内容が追記できればよいと思う。
精神保健福祉 担当課長	<ul style="list-style-type: none"> 資料1の概要版においては、他者とのつながり等への対応が必要であることなど、自死の現状を分析する中で明らかになったことを記載している。
精神保健福祉 総合センター長	<ul style="list-style-type: none"> 依存症に対する正しい理解がまだまだ進んでいないのが現状であり、本人や家族を苦しめている。国においても、依存症は病気であり、本人のやる気や気力の問題ではないことを基本にしながら対策が進んできているところである。
高橋委員	<ul style="list-style-type: none"> 労働問題の具体的な相談先の1つとして、宮城労働局を明示していただきありがたい。 資料1 第2章属性ごとの状況において、若年層や勤労者の原因動機の特徴が記載されている。井口委員と同趣旨の意見となるが、社会全体の問題と捉えるという本計画の趣旨を踏まえて、社会側の要因と考えられる内容を掲載した方がよいと思う。修正を検討していただきたい。 労働者の心の健康の保持増進のための指針において、メンタルヘルス対策は管理者層が役割を担うと記載しているが、市の新たな事業である企業向けゲートキーパー養成研修事業の対象はどのように考えているか、また、事前に労働局にも共有もらえれば可能な範囲で連携をしていきたい。
精神保健福祉	<ul style="list-style-type: none"> 勤労者対策の柱の1つとして、労働分野との連携やプラットフォーム設置を進め

担当課長	<p>ていきたいと考えており、今後ご協力賜りたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市は支店経済であり、規模が小さい事業所が多いことから、現段階においては、規模が小さくメンタルヘルス対策まで行う余力がない事業所を主な対象として考えている。職種においても、管理職のみならず一般職も対象にしたい。
田中委員	<ul style="list-style-type: none"> ・自死の予防を実現するために必要な状態に関連する取組みの中に記載がある、「グリーフケア相談事業の実施」（資料2 29頁の取組みNo.30）について、「グリーフケア」という言葉は、一般的に広まっていない言葉であるため、誰にでもわかりやすいように、「流産・死産」という言葉に改めた方がよいと思うため検討してほしい。 ・「自死遺族支援に関わる関係機関や団体の連携推進」（資料2 45頁の取組みNo.22）の具体的な内容について教えてほしい。
精神保健福祉 担当課長	<ul style="list-style-type: none"> ・「グリーフケア相談事業の実施」（資料2 29頁の取組みNo.30）については、子ども若者局で実施している、事業の具体的な名称である。要望として担当課にお伝えさせていただく。
健康政策課飯間 主幹	<ul style="list-style-type: none"> ・「自死遺族支援に関わる関係機関や団体の連携推進」については、自死遺族支援団体間の情報共有等の取組みだが、近年は行っていなかったもので、今後検討していきたい。
永井委員	<ul style="list-style-type: none"> ・第3章基本的な考え方の（2）4つの重点対象において、若年者への対策の推進方法について、「他者とのつながりを得られる機会や安心して過ごせる居場所の提供など、孤独・孤立を防止することに取り組む。」という記載があるが、若年者だけでなく、年配の方にも同じようなことが言える。いのちの電話の活動においても、こういった視点を大切にしたい。
藤岡委員	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 第2章の属性ごとの状況において、勤労者の原因動機において、「仕事での失敗など」と記載があるが、厚労省の心の健康の保持増進のための指針においては、「個人では取り除けない要因がある」と記載されているため、個人の責ではない要因への修正を検討していただきたい。そうすることで、厚労省で示しているものと整合性がとれると思う。 ・経営者における専門家への相談状況においては、事業の立て直しのことは相談しても、自身の健康についての相談をする経営者は少ないと聞いた。中小企業の方や経営者に対しても支援が届いてほしいと思う。
森田委員	<ul style="list-style-type: none"> ・被災により、遺児や孤児などに代表されるように親を亡くしたりする等の被災経験をした方が多くいる中で、成長過程に応じた支援をしていくことが必要である。市で考えている被災者とはどのような方々を指すか教えてほしい。
精神保健福祉 担当課長	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への支援は幅広く考えており、被災の影響がいつどのような形で出てくるかは、個人差やバリエーションが多様であることから、支援者が対象者を画一的に絞ることはせず、被災者向けの体制整備だけではなく、困っている人の背景には、被災体験があるかもしれないという視点を持った支援者を

	育成していく必要があると考えている。
山崎委員	・自死対策においては、最初につながった人がいかに寄り添うかが求められる。相談につながった人をいかにキーパーソンとなる人につなげていくか、そういうシステムを作っていく上で、PDCAサイクルの中で各部署の定性的自己評価を推進していくことは大事である。
野口委員	・数多くの具体的な取組みが掲載されており、大雑把に分けると、体制整備や体制構築に関わること、アクセスして使っていただくものに分けられ、後者に関しては、どのようにアクセスできるかが非常に大事になってくることや、その方にとって何が必要なのか考えていくことが必要である。
(3)	報告
精神保健福祉 担当課長	第2期仙台市自殺対策計画の評価・検証について <資料3の説明> ・第2期仙台市自殺対策計画の評価・検証について説明。
(4)	その他
	なし
(5)	閉会
事務局（司会）	・議事録確定までの手順の説明 ・第2期仙台市自殺対策計画策定までの手順の説明

以上

令和 6年 5月30日

署名委員

永井 恵